

諸外国の宇宙活動法について

慶應義塾大学 青木節子

I 諸外国の活動法概観

1 「国内宇宙法」の意味

- ・組織設置法は除く。ただし、組織設置法のなかに、作用法の要素が混在することがあるので、特に重要な組織設置法は例外的に含めた。
- ・宇宙活動に関係するが、特に宇宙活動のために制定されたものではない電波法、通信関係法、輸出管理法、調達関連法などは除く。
- ・「法律」として制定されたものではなく、政令、省令レベルであっても、内容が私人の宇宙活動を規律する要素があるもの(特に免許規則を含むもの)は含めた。
- ・法律改正は特記すべき場合を除いて記載していない。

2 年代別の国内法リストと法の特徴

①1950年代 将来の制度設計

宇宙の平和利用、活動の自由など、その後確立する国際法規を先取りする国内法を米国が策定した。

1958年 米国 国家航空宇宙法

②1960年代 条約の国内履行のための宇宙活動法

宇宙通信についての商業利用の開始時期であり、米国は自国政策の国際的展開を可能とする制度構築のための法を策定した。また、宇宙条約(1967年)の発効を受けて、射場をもつ国が、自国が「打上げ国」として負う可能性がある義務を適切なものとするために、外国が自国の管轄下で行う活動を了知することを主目的とした法律が作られた。

1962年 米国 通信衛星法

1969年 ノルウェー 「ノルウェー領域から宇宙空間への宇宙物体の打上げについての法律」

③1980年代 条約の国内履行のための宇宙活動法 (欧州) 民間の宇宙産業参入のための行

政手続き法（米国）

スウェーデン法は、ノルウェー法と類似の発想で、自国にある射場、受信局を意識して、主として外国による領域内での活動により自国が負う責任と管理権限を予測可能なものとするために法律を制定した。また、イタリアは、宇宙関係条約では不明瞭な国と国民の関係を明確化する規則を作成した。いずれも、条約履行のための国内法という類型に含まれる。一方、米国は、1984年に行政手続き法としての自由競争を貫徹する宇宙活動法を典型的な宇宙空間を利用する活動について2つ制定するが、2つとも不成功に終わった。打上げ法は、1988年には、政府補助の仕組みを大幅に取り入れたものに改正せざるを得ず、リモート・センシング産業の完全民営化は見通しがたらず、短期的な完全民営化を断念して1992年に法律を廃した。英国は、射場をもたないが、多くの衛星運用を行う国という立場から、自国民の海外での活動、自国に本店をもつ外国企業の活動について条約の履行確保、将来の商業活動の発展に対応できる中程度の規模の宇宙活動国に適切な国内法を制定した。20年後の今日も、宇宙中進国のモデルとなり得る国内法といえる。

1982年 スウェーデン 宇宙活動に関する法律

1984年7月 米国 陸域リモート・センシング商業化法

1983年 イタリア 宇宙損倍賠償条約施行規則

1984年10月 米国 商業宇宙打上げ法

1986年 英国 宇宙法

④1990年代 国連での国際宇宙法形成が飽和期を迎え、また、商業利用が本格的に開始して、各国の抱える事情の独自性があらわれる国内法が作成されるようになった。

欧州やラ米では、引き続き、国連宇宙諸条約の履行確保のために特に登録簿設置を決定する政令や規則が目立つ。

冷戦終了後、宇宙市場に参入したロシア、ウクライナは、(i)西側諸国にわかりやすい許可制度を作り、外国衛星の打上げを請け負うことを期待する法である。(ii)宇宙活動という軸で民法、商法、知的財産法、金融法、独占禁止法等に関連し、宇宙に関連する事項を盛り込む法となり、外国(人)投資家の予測可能性を高める趣旨も見いだせる。(iii)軍事利用の範囲を明記し、(iv)国際法上の新しい見解ではあるが、確立の方向に動いていない事項を、国益に資すると判断する限り入れているのも特色である。

南アフリカ、オーストラリアはロケットをもたない立場から射場提供国としての許可制度であるが、両国とも宇宙活動の実績が乏しいことと、将来の宇宙利用の可能性を楽観的に広くとるため、精緻な法律を準備したにもかかわらず、運用がそれに追いつかないのが現状である。

1993年6月 南アフリカ 宇宙事業法

1993年8月 ロシア ロシア連邦宇宙活動法

1995年2月 スペイン 宇宙物体登録条約に基づく登録簿設置に関する政令

1995年7月 アルゼンチン 宇宙空間に打ち上げられた物体についての国家登録簿設置に関する政令
1996年 ウクライナ 宇宙活動法
1997年 香港 宇宙条例（香港の中国返還に伴う措置）
1998年 日本 宇宙開発事業団法改正
1998年 米国 商業宇宙活動法
1998年12月 オーストラリア 宇宙活動法
2000年3月 米国 国際電気通信改善のための市場開放再組織法（「ORBIT法」）

⑤21世紀以降 商業利用の発達の中で、活動の国際化がますます進み、国際的に標準化された法をもつ必要性を各国が認識した時期といえる。その中で、ソフトローとしての国際宇宙規則のハーモニゼーションが、特に「打上げ国」概念の標準化、打上げと登録と国家責任の関係整序の側面が進んでいる。必ずしも宇宙活動国ではないが、活動の国際化が進む中で、多国籍企業の本拠地になる国（ベルギー、オランダ等）も、国際的に標準化された法を意識した法制定を行う傾向があり、その潮流に押されて、国内法なしで（フランスは、ESAの枠組での国際取極と行政規則で活動を行ってきた。）宇宙先進国として最も活発な商業利用を実施してきたフランスも、これまでの実行を文章化した国内法をもつに至った。

また、宇宙中進国は、英国型のバランスの取れたコンパクトな宇宙活動法から、その国が得意とする分野での当該国の必要に応じた、国際宇宙法の内容を超えた法律を制定する傾向も出てきた。たとえば、カナダ、ドイツがそれに該当する。さらに、中国が省令ながら、宇宙の商業利用についても免許制度を備えた規則を作成し、現在、法制化に取り組んでいる。

2001年2月 中国 宇宙物体登録管理弁法
2001年6月 ブラジル ブラジル領域内で宇宙打上げ活動を行うための免許の申請、評価、発行、その後の監督についての必要な要求の定義についての手続き規則
打上げ免許規則に関するブラジル勅令
2002年11月 中国 民生用宇宙飛行打上げプロジェクト許可証管理暫定弁法
2004年 米国 商業宇宙打上げ改正法
2005年5月 韓国 宇宙開発振興法
2005年6月 ベルギー 打上げならびに宇宙物体の飛行操作および誘導についての活動法
2005年12月 カナダ リモート・センシング宇宙システム法
2006年2月 イタリア宇宙活動法
2007年1月 オランダ 「宇宙活動および宇宙物体登録簿の設置に関する規則」
2007年11月 ドイツ 「高性能地球リモート・センシングデータの配布によるドイツ連邦共和国に対する安全保障上の危険に対する保護を付与する法（「リモート・センシングデータ安全保障法」）
2007年12月 韓国 宇宙損害賠償法

2008年5月 日本 宇宙基本法
2008年6月 フランス 宇宙活動法
制定過程 中国、インドネシア、タンザニア等

II 米国の主な宇宙活動法

1 商業打上げ

(1) 商業打上げ 関係法リスト

1958年 国家航空宇宙法
1980年 商業打上げ法案提出開始 (1982年初の商業打上げ Space Services, Inc. (Texas))
1983年 運輸省に商業宇宙輸送室 (Office of Commercial Space Transportation) 設置
1984年 商業宇宙打上げ法 (CSLA) 成立
1988年 同法 実質的改正
1988年 打上げ規則 (final rule) 成立
1990年 商業打上げ法改正
(1995年 免許付与機関 OCST から連邦航空局 (FAA) の Office of Associate Administrator for Commercial Space Transportation (AST) に移管)
1998年 商業宇宙法により、1988年法の改正
2004年10月 アンサリ X prize をスペースシップ1 が獲得 (1996年に賞金1千万ドル設定)
2004年12月 商業宇宙打上げ法改正
2006年8月 2004年法に対する打上げ規則 (final rule)

(2) 適用行為対象

1984年法 商業打上げ。

「打上げ」とは、打上げ機またはペイロードを(i)弾道軌道、(ii)地球周回軌道、(iii)その他の態様で宇宙空間に投入する行為、(iv)それを試みる行為。

②1988年 免許規則確定。「打上げ機」は、解釈において有人機を含むとされる。

②1992年 OCST が再突入型ペイロードの地球帰還に許可発行。弾道軌道の観念を準用→同許可付与は CSLA の権限を超える可能性について議会からの疑念→OCST は、ペイロードに対してもつ安全検査権限の範囲内で、帰還を許可。

③1998年 reentry, reenter に対して許可付与権限拡大。しかし、軌道上の活動は権限外。

④2004(現行)法 打上げ機、再突入機、ペイロード、搭乗員 (crew)、宇宙飛行参加者 (space flight participant) を(i)弾道軌道、(ii)地球周回軌道、(iii)その他の態様で宇宙空間に投入し、場合によっては帰還させる／する行為、(iv)それを試みる行為、(v)合衆国射場におけるそれらの準備行為。

(3) 免許義務申請者

- ①米国領域内の全ての者
- ②場所を問わず米国市民
- ③国家管轄権限界外で、①②の米国市民が controlling interest をもつ外国人(擬制的米国市民)
- ④外国との打上げ協定で米国が管轄権を行使すべきことを規定する場合、当該外国人

(4) 政府の産業支援

①1984 年法 OCST の第三者賠償、最大損害額(MPL)算定に基づいて、保険購入、またはその他の方法で財政負担能力証明

②1988 年法

(i) 免許申請者の財政責任負担上限 5 億ドルまで

(ii)15 億ドルまでは、議会の承認のもとに政府が支払いを行い、それを超える額は、過失ある者が支払う。

(iii)射場等政府財産に対する賠償の上限は、1 億ドル

(iv)打上げ関係者間の相互放棄 (契約者の末端に至るまで徹底した放棄を要求)

③2000 年改正法 商業打上げを支援するために、政府が射場、施設、設備等を近代化する義務を明記

* 有人・無人の帰還・再突入は否定されていないが、無人の使い捨て型打上げ機と同様の政府補助は得られない。

④2004 年 CSLA 改正法 (=現行法)

(i)無人の帰還・再突入に対する政府支援は、使い捨て型打上げ機と同様のものとなる。

(ii)弾道飛行の宇宙飛行参加者には、自己責任、政府責任限定の発想を導入。

運用者は、搭乗員の雇用に際して、打上げ機は米政府が安全性を認めていないことを書面で知らせる義務を有する。宇宙飛行参加者には、宇宙機器の全リスクを開示し、安全ではない飛行に参加するための informed consent を前提条件とする。

⑤2006 (現行)免許規則

免許の種類

(i)使い捨て型打上げ機

打上げ固有免許、打上げ運用者免許 打上げ射場免許 (従来と同じ)

(ii)再使用型打上げ機

ミッション固有免許、運用者免許 打上げ射場免許 帰還運用免許

(iii)再使用型打上げ機以外の帰還機による帰還

帰還固有免許、帰還運用者免許、 打上げ射場免許、帰還運用免許

有人の帰還について、従来の相互放棄などに加えて搭乗員および宇宙飛行参加者による米国政府に対する賠償請求放棄等が免許付与の条件となる。

2 リモート・センシング民営化

(1) 法、政策のリスト

1984年 陸域リモート・センシング商業化法（1992年廃止）

1988年 免許規則

1992年 陸域リモート・センシング政策法

1994年 リモート・センシング宇宙能力に対する外国のアクセス（大統領決定指令 PDD23）

2000年 商務省、国務省、内務省等間のリモート・センシングシステム手続き

2000年 米国のリモート・センシング技術をカナダのレーダーサット2開発に提供するための米加協定

2003年 リモート・センシング政策（PDD 大統領指令）

2006年 リモート・センシング免許規則（現行）

付与したリモート・センシング衛星運用免許（1993年1月から2007年6月まで15）

(2) 適用範囲

リモート・センシング衛星運用、支援設備運用、画像配布

(3) 免許申請義務者

発行者 商務省の国家海洋大気庁(NOAA)長官

①米国領域内でリモート・センシング衛星を運用するすべての者

②場所のいかんを問わず米国市民

③米国の管轄権または管理に従う外国人（擬制的米国市民） NOAA 長官が決定

米国と実質的な連関をもつまたは民間リモート・センシングを支援する米国法から実質的な利益を得る外国人運用者（例、米国領域内からまたは米国打上げ機で衛星を打上げた場合に、地上管制局が米国領域内にあり、米国内外でデータを販売する場合等）

(4) 特色

1984年法 三段階での完全な民営化 →失敗 国連原則に従い、顧客への平等（「無差別」の配布義務）を規定

* 気象衛星の民営化禁止

1992年法 政府が担う部分を明記し、84年法の民間への免許付与条項は、ほぼそのまま維持。完全な民営化は長期的な目標となり、公益目的でのデータの継続的な取得、アーカイブ化等は政府の義務となる。民間企業の販売につき、無差別原則を廃止する。

1990年代の政府政策により、政府内の役割分担が確立し、地球観測、環境モニタリングの比重が高まるにつれて、政府の役割が重要となる。国際公益のためのデータの保管義務、データの安全保障上の考慮に基づく「シャッター・コントロール」規制などが大統領決定指令で漸次確立し、現行

免許要件(CFR960.12)にも含まれる。また、カナダのリモート・センシング宇宙システム法等を通じて、米国の政策が国際的に適用される基礎を築く。

その他、特許法第 105 条(宇宙での発明)により、米国が登録するモジュールでの発明を米国領域内の発明とみなす等、宇宙活動に関連する国内法改正例がある。

III 1980 年代までの国内法 ノルウェー、スウェーデン、英国

(1)活動法の特徴

OS=Outer Space, SNSB=Sweden National Space Board, BNSC= British National Space Centre

国名	対象活動	許可申請者	発行官庁	登録等
1969 ノルウェー	打上げ	1 属地 領域、船舶・航空機 2 属人 外国の管轄権外からの打上げについてノルウェー人	関係省庁	射場保有 登録衛星なし
1982 スウェーデン	宇宙活動 OS での活動 OS への打上げ OS からの受信のみおよび観測ロケット打上げは宇宙活動から除外	1 属地的 領域内のすべての者 外国を含む。 2 属人的 場所のいかんにかかわらずスウェーデン人	国家宇宙委員会 (SNSB) に許可申請すると SNSB が電気通信行政官庁等と調整を行う。SNSB が許可および監督を実施。	射場、受信局保有 国内登録は SNSB 共同打上げ国がある場合、外国との合意があるときに、国内登録簿に記載し、国連に通報して登録国となる。国連登録は外務省が行う。登録項目は登録条約第 4 条1 準拠

<p>1986 英国 枢密院令による 改正多数回</p> <p>1996 年ジブラ ルタルに適用、 1998 年ケイマン 諸島に適用</p>	<p>打上げ(委託打上げ) OS での活動</p>	<p>1 属地的 UK 内 2 属人的 場所のいかんを問わず英 国市民等 電子申請可能</p>	<p>許可発行はイ ノベーション・ 大学・職業技 能省(DIUS) 代 表 して BNSC が実務</p>	<p>射場なし</p> <p>登録 DIUS が国内 登録簿保管</p> <p>同法に基づく登録 は 39 件(最後の衛 星インマルサット4 F3 は 08 年 8 月 18 日登録) 登録抹消 は 7 件。打上げ許可 を発行したが、登録 しなかった衛星やロ ケットの段は補助的 登録簿記載。英国 等が 22 件、ジブラ ルタルが 2 件、ケイ マン島が 3 件。</p>
--	-------------------------------	---	---	--

* 英国法に基づいて、打上げ等許可を発行したが、①英国が打上げ国ではなかったため登録しなかった場合、②共同打上げ国のうちいずれかの外国が登録すると決定したために登録しなかった場合は、「補助的登録簿」にその旨を記載。

例 マルコポーロ1号(放送衛星)は、英国企業が製造し、英国が 1989 年 8 月 21 日打上げ許可を与えた。米国から 1989 年 8 月に 27 日に打ち上げられ、1990 年 4 月 4 日に英国登録簿に記載され、1990 年 4 月 12 日に国連通報を行った。しかし、1999 年 2 月 1 日に所有権と管理権がスウェーデン企業に移ったので、英国登録簿から抹消し、補助的登録簿に移した。同衛星はスウェーデンの登録簿に SIRIUS W として登録されている。インマルサット社の通信衛星(4機 12-F1 から 12-F4)は米、仏などから打ち上げられた衛星であり、打上げ国ではないが、自国の企業なので、補助的登録簿に記載した。

2 英国の免許要件

(1) 予備段階

打ち上げ、運用等の活動の6ヵ月前に許可申請を出す。

許可が必要な活動か否かは BNSC に照会する。

(2) 第1段階

申請書を BNSC に紙媒体または電子的に提出し、BNSC が検討の上、変更要請や追加情報を要求する。

申請書に記載する項目は以下のものを含む。

* 申請する宇宙活動の性質

* 申請者と関係企業情報

* 申請者の過去3年間の財政状況(申請者が子会社の場合は、親会社の財政状況も要求される。)

* ミッションの費用

* 保険証券 打上げおよび軌道上ミッション (第三者賠償保険は通常 1 億ポンド。ジブラルタルについては1億5千万ポンド)

* ミッションの技術的詳細(打上契約、衛星提供契約、地上局 specification を含む)

* 緊急時の手続き

* ミッションに用いる無線周波数帯と電力

* 軌道位置情報

* 打上許可申請者は、その他免許申請手続きの Annex A において要求される情報を提供する。これは、電源情報(14 の情報)、wheels 情報(10 の情報)、推進情報(11 の情報)、運用情報(9 つの情報)、衝突リスク(5 つの情報。昨日終了後のデブリ除去の方策を含む。)および please indicate the payload TM/TC operational bands and include the ITU filing reference.

(3) 第2段階

* DIUS/BNSC の審査 * 保険料の適切性 * 申請者の財政状況 * 技術的評価

* 情報通信庁(OFCOM)が適切な ITU filing がなされているかの審査(=使用する周波数帯が干渉を引きおこさないかを審査)

* 国防省、国家環境研究院(NERC)、粒子物理学・天文学研究院(PPARC)が関連審査

(4) 第3段階

* 申請者との最終会合 BNSC の許可付与可否決定 英国法に規定する公衆衛生、人もしくは財産への危険がないこと、英国が負う国際義務の履行を損なわないこと、等が確認されなければならない。* 免許に条件を付与するか否かの決定等。

許可が付与された後の免許人の義務

* BNSC が書類、施設、設備等の検査を行う権利を認める。

* 活動の変更について BNSC に通知し、変更決定前に承認を得る。

* 環境への配慮(地球、宇宙)

* 他の宇宙活動への干渉を回避

* 英国の国際義務違反を回避

*英国の安全保障を守る

*1億ポンドの第三者賠償において、英区政府を被保険者とする。

*デブリ除去等。

IV ロシア、ウクライナの国内法

(1)特色

	対象活動	許可発行官庁	登録その他
ロシア	「宇宙活動」は、宇宙研究、宇宙通信、遠隔探査、測位、有人、宇宙での製造等を含み、貨物と技術の創造、使用、移転を含む。 軍事利用は、国防省の管轄であるが、ロシア宇宙機関も協力する。	ロシア宇宙機関が、宇宙物体の実験、製造、保管、打上げ、管制等の「宇宙活動」に許可を付与。 ロシア領域およびロシア管轄下の活動に免許申請。 許可申請者は、ロシアの自然人・法人ならびに外国の自然人・法人。 有人活動の条件規定。外国人宇宙飛行士受け入れの条件としてロシア宇宙法の遵守が義務づけられる。	政府機関(ロシア宇宙機関を含む)が宇宙物体、宇宙技術についての基準審査を行い、基準を満たすときには証明書を発行する。 ロシア人と外国人が共同で宇宙物体を製造した場合には、協定に基づいて宇宙物体の登録、管轄権・管理、所有等を決定する。 ロシアの衛星周辺に安全区域を設定する規則を策定できる。宇宙物体の無害通航権(通航ごと)を国防省の同意を得て認める。 資本主義移行期において、民間事業一般に対する法整備の遅れを反映して、技術、資金調達、知的財産権、損害賠償等の条項を含める。この点は、ウクライナ法も同様。

ウクライナ	<p>「宇宙活動」は、宇宙科学研究、宇宙技術の設計・応用、宇宙空間の利用。</p> <p>許可が必要な宇宙活動については、国内法で定め、免許手続きは、閣議で決定する。許可を付与された活動について強制保険を課す。金額等は、閣議で決定する。</p> <p>軍事宇宙は、国防省の管轄である。国防省とウクライナ宇宙機関は、国内法に基づいて協力する。</p>	<p>ウクライナ管轄権下の活動 (属地的・属人的管轄権)</p> <p>ウクライナ宇宙機関。同機関は、宇宙計画(5年)の策定等を行う。</p> <p>衛星のリースは現行法に基づく。</p> <p>活動の安全についての継続的監督は、同機関と国防省が行う。</p>	<p>閣議で決定する規則に従い、ウクライナ宇宙機関が登録をし、「登録証明」を発行する。共同打上げの場合は、外国との協定により登録を決定する。他国の登録簿に登録されている物体は登録しない。外国／国際機関に管理が移転した衛星は登録を抹消する。機能を失い、また再突入して燃え尽きた衛星は、登録を抹消する。”space facilities (space technology)”という語が「宇宙物体」と同義であるらしい。</p>
-------	--	--	---

2 ロシアの宇宙活動許可要件

免許申請者が提出する書類

- * 法人の場合は、法人の性質、住所、名称、登記書類、銀行口座等。個人の場合は、名称、身分証明書、住所。納税証明書等
 - * ミッションのタイプ
 - * 許可の有効期間
 - * 申請料
 - * ロシア通信省の無線周波数使用許可
 - * 外国衛星の場合は、当該外国が衛星を登録するという証明
 - * 宇宙機器、ミッション等の安全証明書
 - * ロシア連邦秘密保持法第 27 条に規定される許可証
 - * 外国人の場合、自国からの宇宙活動実施許可(国内法がある場合)
 - * 財政能力証明書
 - * 場合によっては、ロシアによる専門的な技術上の審査
 - * 書類すべてをロシア宇宙機関に登録する。
- * 書類の受領後 30 日以内の許可を決定する。専門家による審査が行われる場合でも、受領から 60 日以内に決定する。
- * 許可の期間は最長3年。
 - * 許可(免許)移転は不可。企業の合併、分離などに際しては、当該事項の発生時から15日以内に再申請する。

免許保持者の義務については、英国法とほぼ同様。ロシア宇宙機関の継続的監督に服し、免許の条件に従って行動する、等。

V オーストラリア法のさまざまな許可

オーストラリア宇宙免許安全局 (SLASO) に許可申請を行う。2008 年 5 月現在 6 件の許可を付与。

(1) オーストラリア領域内から使い捨て型ロケットで打上げ (海拔 100 キロメートルを超える意図の下に行われる活動に限定。以下、同じ。) を行う場合

① 前提として、オーストラリア領域内の射場免許を取得する。 (「宇宙免許」 (space license)) 宇宙免許は移転可能。「宇宙免許」 最長 20 年

商業打上げの場合、申請料は 30 万ドル (以下、すべて豪州ドル)。研究機関や大学の申請料は 3 千ドル。

② 打上げ許可 (launch permit) を取得する。ただし、国務大臣の判断により「免除証明」があれば許可は不要である。1 回の打上げ申請料は 4 万ドル。同一ロケットで類似衛星を打ち上げる場合は、2 回目からは 1 万ドル。

③ 「免除証明」は、緊急打上げに適用する。商業打上げは 1 万ドル、研究機関・大学は 2 千ドル。

(2) オーストラリア領域内から再使用型ロケットで打上げ、オーストラリア領域に戻る場合および使い捨て型ロケットで打上げ、宇宙物体 (ペイロード) をオーストラリア領域で回収する場合。帰還する宇宙物体は、打ち上げた宇宙物体と同一である必要はない。

① 前提として、オーストラリア領域内の射場免許を取得する。 (「宇宙免許」 (space license))

② 打上げ許可 (launch permit) を取得する。

(3) オーストラリア領域外から打上げを行う場合

許可申請義務者 オーストラリア国籍を保有する者 海外打上げ証明 (overseas launch certificate) を取得する。資金力の証明は、7 億 5 千万ドルまたは「あり得べき最大限の損害額」のいずれか少ない額の第三者賠償により財政能力を証明する。

(4) オーストラリア領域外から打ち上げた宇宙物体をオーストラリアで回収する場合

① 前提として、オーストラリア領域内の射場免許を取得する。「宇宙免許」 (space license)

② 帰還の許可 (authorization of return) は、「許可」 (written permission) または帰還についての大臣との協定により認められる必要がある。

オーストラリアは打上げ国とはならないので、打上げ国としての損害責任額を事業者に償還させるための資金証明は不要。オーストラリア国民の損害に備えて、申請料は商業的帰還が 1 万 5 千ドル、研究機関・大学による帰還実験は、2 千ドルが標準となるが、他の場合と異なり、規則に明記せ

ず、ケース・バイ・ケースで申請料を決定する。

VI 韓国、ベルギー、オランダ法

	許可申請の条件	許可申請者	登録その他
韓国	宇宙物体の打上げが①韓国領域または韓国管轄権の及ぶ地域・構造物で行われる場合、②韓国および同国民が所有するロケットを管轄外で打ち上げる場合もしくは、当該ロケットを利用してロケット以外の宇宙物体を打ち上げる場合。	国家宇宙委員会(大統領直属。委員長は科技部長官)が打上げ許可を付与。 ロケットの打上げの場合は、強制保険。搭載重量1トン未満は4千万SDR。1トン以上は6千万SDR。事故発生時、打上げ実施者は、無過失責任で2000億ウォンを上限とする賠償責任を負う。製造物責任は除外。	ロケット以外の宇宙物体の打上げの180日前までに、科学技術部長官に予備登録→打上げから90日以内に同長官に登録。共同打上げの場合、外国との協定に基づき登録。→外交通商部長が国連登録手続きをとる。登録情報は条約義務を超える。 宇宙活動に関与する者の秘密保持義務規定。 宇宙産業振興策(税制、財政上等)。衛星情報の活用。
ベルギー	ベルギーの管轄権・管理下で打上げ、宇宙物体の運用を行おうとする者。原則として、場所のいかんを問わずベルギー国民。	宇宙担当大臣に申請書→90日以内に決定(最大120日)。許可は譲渡不能。宇宙物体の管制は、大臣の許可の下に譲渡可能。(ユニドロフで作成中の宇宙資産議定書を意識)	ベルギーが打上げ国となるすべての宇宙物体は、外国・国際機関が登録しない場合に登録する。登録情報条約義務を超える。自国の登録衛星なし。
オランダ	オランダ領域内、船舶・航空機(宇宙観光の可能性を視野に入れる)ならびに宇宙条約非当事国に存在するオランダ人	経済大臣が申請受理から180日以内に許可を決定。 許可なくして活動した者にも事故の際、同法に基づいてオランダが支払う賠償の償還を求めらる。	私企業が所有する軌道上引渡の衛星については、打上げ国ではないので登録しない。しかし、国連に情報は提供する。

VII ESAの宇宙先進で最近国内法を策定した国

	許可申請対象	活動許可など	登録その他政府補助
ドイツ	高性能遠隔探査画像の配布。 遠隔探査システムが①ドイツ人、②ドイツ領域に本店をもつ外国人、③ドイツ国内からの指令、により運営され、実際の配布時までその状況が維持されているときにドイツ法適用。	①システム運用許可および②画像配布許可は、個別の申請対象であり、それぞれ衛星システム管理、データ配布等が独法に基づき、ドイツ情報安全保障局の要請に従って実施されることが明らかな場合に付与される。	システム買収、合併等に25%議決権を超える場合の外資規制を導入し、事前届出から30日以内に当該買収を禁止することが可能である。
フランス	フランス管轄権・管理下からの打上げ、フランス管轄権・管理下への帰還ならびにフランス国民が外国・国家管轄権の限界外からの打上げおよび当該場所への帰還。フランスに本店がある企業（宇宙物体の運用のいかんは問わない。）またはフランス人運用者。 防衛目的の宇宙利用に、同法は適用しない。 リモート・センシング運用について、政府は、シャッター・コントロールを課すこと可能。データの解像度、撮影区域その他の性能について、政府の規則に従う。	許可なしの活動、許可譲渡、許可条件に従わない行動等は、200万ユーロの罰金。 第三者損害には、運用者が単独損害責任を負い（アリアンスペースとの契約は6千万ユーロ。上限額は今後、許可規則で設定される。現状を踏襲する可能性が高い。）、超過分は政府が支払う。故意により生じた損害には、限度額の適用なし。	CNESが登録条約により要求される場合に、登録する。 政府は、許可条件に従い、政府の利益のために活動する宇宙物体によって生じた損害については、運用者に償還要求はしない。